

取得財産等管理台帳

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	処分制限 期間	保管場所	補助率	備考
				円	円					

注1 対象となる取得財産等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第13条第1号から第3号までに掲げる財産、取得価格又は効用の増加価格が本交付要綱第16条第2項に定める処分制限額以上の財産とする。

注2 財産名の区分は、（ア）不動産、（イ）船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック、（ウ）（ア）及び（イ）に掲げるものの従物、（エ）車両及び運搬具、工具、器具及び備品並びに機械及び装置、（オ）無形資産、（カ）開発研究用資産、（キ）その他の物件とする。

注3 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。

注4 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

注5 処分制限期間は、本交付要綱第16条第1項に定める期間を記載すること。